

担保ファイリング制度の導入及び 動産・債権譲渡登記の在り方について

日本司法書士会連合会 伊見真希

これまでの部会における検討を前提として、担保ファイリング制度の導入及び動産・債権譲渡登記の在り方につき、以下のとおり意見を述べる。

第1 担保ファイリング制度の導入について

1 はじめに——制度導入の可否

これまでの部会の検討を踏まえると、特に動産の譲渡担保権の設定の局面においては、簡便・迅速な優先順位確保の必要性が高いように見受けられる。

その背景には、現行の動産譲渡登記では、真正譲渡と担保目的での譲渡とを区別した取扱いがしにくく、対抗要件の具備方法が多様であるためその一体的な公示がされず、同一の動産を目的とする担保権の優先劣後を客観的に確定できなくなり、取引の安全を確保しにくいという問題があると考えられる。そして、この問題は、隠れた占有改定と登記との関係性の問題、すなわち、動産譲渡登記以外の対抗要件具備による譲渡担保権の設定と動産譲渡登記を用いた対抗要件具備によるそれとの先後関係が不明であるときには、特に顕著となる。

そこで、この問題を解決するため、簡易・迅速でありつつもなるべく信頼性が高く安定的な公示につながるよう、既存の対抗要件制度とは別に、動産の非占有担保の優先順位確保の局面に限定した担保ファイリング制度の仕組みを設け、担保取引の安全を図る必要があるものと考えられる。

なお、本意見は、現時点において、担保ファイリング制度を設けるべきであることを強く主張することを本旨とするものではない。申請にかかる負担が軽く、公示につなげやすい担保ファイリング制度を設けようとする場合に、わが国の取引現場における公示の信頼性・正確性確保の観点から、今後検討すべき点及び最低限設けておくべき事項についてたたき台として示すことを意図したものである。

2 検討にあたっての留意点

<意見の趣旨>

「担保ファイリング制度」を導入するに際しては、(1) から (7) の各点に留意しつつ、その在り方を検討すべきである。

(1) 動産譲渡登記制度との関係

動産譲渡登記は、動産等の譲渡につき対抗要件を具備するための制度であり、対抗要件とは切り離れたかたちで担保としての優先順位を決定する担保ファイリング制度とは、異なる制度であるとの理解のもと、優先順位及び対抗要件の迅速な確保に供する観点から、登記と担保ファイリングの二重の事務負担を回避し、かつ同一担保権の登記・登録事項の間に齟齬を生じさせないようにするため、動産譲渡登記の申請をもって担保ファイリング制度に基づく登録を完了できるような制度設計にすべきである。両者は、具体的な登記・登録の事務や登記・登録事項において重複することが多くなることが想定されるため、可能であると考ええる。

(2) 他の担保権の登記・登録との関係性

担保ファイリング制度に基づく登録で保全された担保権の優先順位と、他の特別法に基づく担保権の登記・登録で保全されたそれとでは、どちらを優先するかという問題については、現行の動産譲渡登記と同様に、他の特別法に基づく担保権の登記・登録による順位保全の効力を優先するという考え方がありうる一方、共同担保あるいは包括的な担保権の設定等における必要性に鑑み、担保ファイリング制度に基づく登録による当該効力を、他の特別法に基づく担保権の登記・登録で確保されたそれに優先させるという考え方も成り立ちうる。

もともと、後者の考え方による場合、他の特別法に基づく担保権の登記・登録と担保ファイリング制度に基づく登録との間で担保権の順位の公示に齟齬が生じる可能性があるので、取引上の混乱をきたさないよう、周知の徹底や個々の登記・登録制度における公示方法の見直しもあわせて行う必要があるものと考えられる。

(3) 担保ファイリング制度に基づく登録のみを行い、対抗要件の具備を行わない者の取扱い

担保目的での動産の譲受人（以下、「担保権者」という。）の中には、担保ファイリング制度に基づく登録のみを行い、対抗要件の具備を行わない者が生じるケースもあり得る。理論上、このような担保権者の出現を一切許すべきではないという考え方も成り立つが、実際の共同担保あるいは包括的な担保権の設定等の局面においては、後日に対抗要件を具備することを前提として、先に担保としての順位のみ、先行して簡易迅速に保全しようとする担保権者も存在する。このような存在に鑑みれば、担保ファイリング制度に基づく登録のみを行って対抗要件の具備を行わない担保権者は、その出現を許容しつつも、倒産局面や実行局面においてはその有する担保権を主張できないこととする等、所要のルールを整備する必要がある。

(4) 同一の債権を目的とする譲渡担保への制度拡張の可能性

いわゆる債権の譲渡担保については、動産同様、同一の債権に設定された担保権の優先劣後の決定に困難が生ずるという問題がありうるほか、特に第三債務者において当該決定を前提とした弁済等の有効性の判断に資するという効果も期待できることから、制度を拡張して適用対象にすべきという考え方が成り立ちうる一方、債務者対抗要件と第三者対抗要件が区別されていることに端を発する制度設計の困難さという問題があるほか、現状の対抗要件制度やそれを前提とする判例法理等で特に支障がないとする実務上の意見もあり、これらの点につき、どう対処すべきかという問題が生じる。

(5) 包括的な担保権との関係性及び拡張可能性

事業担保権に代表される包括的な担保権の設定行為も、担保ファイリング制度の対象とするという考え方が成り立つ一方、そもそも、包括的な担保権の設定の目的物が多種多様となることからすると、その優先順位や対抗要件をどう一体的に確保するか、包括的な担保権の制度全体の設計をふまえつつ、なお、検討の余地がある。

(6) 所有権留保への適用

狭義の所有権留保を全面的に登記等の対抗要件の対象とすることについては、その牽連性に着目して比較的消極に解する意見が強い半面、引渡しから一定期間経過後の所有権留保や拡大された所有権留保については、なお、異論がありうる。担保ファイリング制度を導入する場合も同様に、これらの点につき、どう対処すべきかという問題が生じる。

(7) 対抗要件一元化案及び登記優先ルールとの関係

動産譲渡担保の対抗要件として公示性に優れた新たな登記制度に一元化するという考え方に立てば、担保ファイリング制度は、理論上不要と考えられる。

しかし新たな登記制度を設計するにあたっては、日本の取引社会における各種公示の信頼性は軽視できず、現行の動産譲渡登記とさほど変わらない手続が要求されることが考えられ、そうなれば、簡便・迅速に担保取引の安全を図るという要請が満たされなくなってしまう可能性がある。

また、担保ファイリング制度独自の機能として、占有改定等を含めて簡易迅速に優先弁済権限を公示することができるという点も無視できない。特に、事業担保権等、担保の目的物が広範にわたり、対抗要件の具備に時間と労力を要する担保権を設定するときには、この機能が重要なものとなってくる可能性がある。

したがって、対抗要件を登記制度に一元化するという考え方のもとであっても、新たな登記制度の設計いかんによっては、当該制度に内在する仕組みあるいはそれとは別異の制度として、担保ファイリング制度と同様の仕組みを設ける方向で検討することも視野に入れるべきである。

登記優先ルールは、担保ファイリング制度が導入されれば、その限りにおいて担保の優劣の決定が可能となるので、問題にならないと考えられる。

3 担保ファイリングの制度設計

担保ファイリング制度を導入することとした場合の制度設計に関する意見は、以下のとおりである。

(1) 登録の取扱い

＜意見の趣旨＞

- 1 担保ファイリング制度は、オンライン申請を原則とすべきである。
- 2 動産譲渡登記の申請と、担保ファイリング制度に基づく登録の申請は、担保権者の選択に基づき連動させるべきである。
- 3 担保ファイリング制度の取扱機関は、動産譲渡登記と同じ（指定法務局一局のみ）とすべきである。

＜意見の趣旨＞1につき、近年、契約締結をはじめとする取引のデジタル化とそれに伴う電子署名等のシステムの発展・普及は著しく、各種登記・登録の局面においても、オンライン申請が普及している。このような状況下でのオンライン申請は、登録等の諸手続の簡略化・迅速化にも資する上、取引当事者のコスト削減にもつながる。

＜意見の趣旨＞2につき、動産譲渡登記の申請は、対抗要件の具備行為であり、担保権の優劣を決する担保ファイリング制度に基づく登録とは別であるとは言え、その登記事項と登録ファイルに記録される事項とは、多くの部分で共通させるべきものである。したがって、登録等の諸手続の簡略化・迅速化の局面から、前者の登記申請と後者の登録申請は、担保権者の選択に基づき連動させるべきである。

＜意見の趣旨＞3につき、オンライン申請を原則とした場合、システム運用における利便性確保の点から、取扱機関は全国一局とするのが望ましい。また、動産譲渡登記の申請をもって担保ファイリング制度に基づく登録が完了できるような制度設計にするのであれば、取扱機関も、動産譲渡登記を取扱う指定法務局と同一にした方が、登録等の諸手続の簡略化・迅速化に資する。

(2) 登録ファイルの編成

＜意見の趣旨＞

設定者をベースとした人的編成とすべきである。

担保ファイリング制度の対象となりうる動産の数は、無数にあるため、物的編成主義を採用した場合、膨大な数の登録が必要となって事務処理が煩瑣であるばかりでなく、その特定も容易ではないため、制度利用がしにくくなる。

なお、登録に係る証明書発行等の在り方については、後記(8)を参照されたい。

(3) 登録の申請人等

<意見の趣旨>

- 1 登録申請の申請人は、担保権者のみとするべきである。
- 2 登録申請の際には、次の①から③のいずれかを要件とすべきである。
 - ① 登録申請の添付情報として、設定者の承諾を証する情報を提供する。
 - ② 担保ファイリング制度の目的となる動産につき、同時に、担保権の設定に係る動産譲渡登記を申請する。
 - ③ 登録申請を行った後、取扱機関が、設定者に対して登録申請があった旨、異議があるときは一定の期間までにその旨の届出をすべき旨及び当該届出がないときは当該登録申請に基づく登録を実施する旨の通知を行う。
- 3 2の設定者が商業・法人登記における会社法人等番号の提供がされない者であるときは、商号の登記又は事前の利用登録を必須とすべきである。

担保ファイリング制度が、動産の非占有担保権の優劣を決定する効果があるにすぎない以上、その登録の申請の在り方としては、上記<意見の趣旨>1のとおり、担保権者の単独申請を旨としたなるべく簡易なものとするべきである。

もっとも、設定者が全く無関与での登録を許容すると、対抗要件具備の予定がない虚偽の登録が横行しかねず、制度全体の信頼を損ねることにもなりかねない。そのため、上記<意見の趣旨>2①から③の各号のとおり、担保権者の申請行為に、設定者の関与を一定程度要することとした上で、2の設定者が個人である場合等、2の設定者が商業・法人登記における会社法人等番号の提供がされない者であるときは、取引の安全を確保する観点から、上記<意見の趣旨>3のとおり、当該設定者の実在を証する手段として、商号の登記又は前提登録としての事前の利用登録を必須とすべきである。

なお、<意見の趣旨>3は、個人事業主等、法人のみならず個人の設定者を担保ファイリング制度の利用対象とすることを前提としている。したがって、動産譲渡登記における譲渡人に一定範囲の自然人を加えることとし、かつ、そのための前提登記を導入するときは（後記第2の2参照）、併せて、当該事前の利用登録と当該前提登記とを同時に行えるようにすることも、制度設計として考えられるところである。

(4) 登録ファイルに記録される事項

<意見の趣旨>

- 1 登録時に登録ファイルに記録する事項は、次のとおりとすべきである。
 - ① 設定者の氏名又は名称及び住所
 - ② 設定者が商業・法人登記における会社法人等番号を有する者であるときは、会社法人等番号
 - ③ 設定者が商業・法人登記における会社法人等番号を有しない者であるときは、その者の商号の登記に係る事項又は利用登録に係る事項

- ④ 担保権者の氏名又は名称及び住所
 - ⑤ 担保権者が商業・法人登記における会社法人等番号を有する者であるときは、会社法人等番号
 - ⑥ 登録の目的
 - ⑦ 登録の日時
 - ⑧ 存続期間が対抗要件の内容となる場合は、存続期間
 - ⑨ 譲渡に係る動産を特定するために必要な事項
 - ⑩ 対抗要件が具備される場合は、対抗要件を特定するために必要な事項
- 2 登録時において上記①及び④の情報提供をするときは、可能な限り、②及び⑤の会社法人等番号や③の事項の提供によって自動的に上記①及び④の情報が反映されるようにする等、なるべく当事者の負担が少ないシステムにすべきである。
- 3 登録時における上記⑧から⑩の情報提供に関しては、例えば、上記⑧又は⑨の事項につき上記⑩の事項を援用することや、あるいはチェックボックス形式の利用等によって、なるべく簡易なものとするべきである。

担保ファイリング制度が、対抗要件とは別に競合する動産の非占有担保権の優劣を決定する効果があるにすぎないものである以上、登録時における申請人である担保権者の負担を軽減する観点から、登録事項は、＜意見の趣旨＞1のとおり必要最低限の項目に絞って、その方法も＜意見の趣旨＞2及び3のとおり、なるべく簡易かつ負担の少ないものとするべきである。

もっとも、担保ファイリング制度は、対抗要件が具備されることを前提とした制度であるから、登録に対応する対抗要件ごとにその内容をも登録事項とするべきである。

なお、1⑧に関連して、有用性を失った担保ファイリングの登録が抹消されないまま長期に存続することによる弊害を防止する観点から、担保ファイリングにおいても、対抗要件の存続期間とは別異の存続期間を設ける等の対策をすることも考えられる。もっとも、この場合、その要否と具体的な存続期間の在り方につき、更なる検討を要する。

(5) 登録における添付情報

＜意見の趣旨＞

- 1 登録時における添付情報は、次のとおりとするべきである。
- ① 担保権者が商業・法人登記における会社法人等番号を有する者であるときは、代表者の資格を証する情報
 - ② 担保権者の住所を証する情報
 - ③ 代理人によって登録申請をするときは、当該登録申請に係る代理権限を証する情報
 - ④ 設定者の承諾を証する情報を提供して登録申請を行うときは、当該情報
- 2 担保権者が商業・法人登記における会社法人等番号を有する者であるときは、当該

会社法人等番号の提供をもって、上記①及び②の提供に代えることができるようにすべきである。

- 3 担保権者が2以外の者であるときは、その者に係る商号の登記に係る事項等の提供をもって、上記②の提供に代えることができるようにすべきである。

担保ファイリング制度は、対抗要件が具備されることを前提とした制度であるから、動産譲渡登記の添付情報と原則、同一のものとすべきである。もっとも、担保権者が会社法人等番号を有する者であるときは、他の登記同様、一定の添付情報は、会社法人等番号等の提供をもって代えることができることとして、申請人の負担を軽減すべきである。

なお、＜意見の趣旨＞1④の設定者の承諾を証する情報としては、設定者が担保権の設定に承諾する旨を記録した情報に設定者の電子署名（ただし、特定認証事業者発行のもの及びSelf-Signを除く）を付した情報が、その代表例として考えられるところである。

（6）登録ファイルに記録される事項の変更等

＜意見の趣旨＞

- 1 担保ファイリング制度に登録された担保権につき、後日、対抗要件が具備されたときは、担保権者に対して、対抗要件を特定するために必要な事項を追加する変更の登録を義務づけるべきである。
- 2 担保ファイリング制度に登録された担保権につき、動産の特定事項等、当該登録上の登録事項とそれに対応する対抗要件上の事項とが一致しないときは、担保権者に対して、両者を一致させる変更又は更正の登録を義務づけるべきである。
- 3 氏名若しくは名称又は本店といった当事者の表示に係る登録情報の変更は、住民基本台帳や商業・法人登記のシステムと連携して職権で変更登録がされるようにしつつも、当該当事者が個人であるときは、当該当事者の申出をもって職権で変更登録することができるようにすべきである。
- 4 設定者又は担保権者につき、合併や会社分割等によりファイリング上の地位を移転登録ができるかについて検討すべきである。
- 5 登録された担保権の順位譲渡や順位変更の登録等、上記以外の変更等の登録の可能性についても、なお検討すべきである。
- 6 上記1、2、4（ただし、特定承継に係る変更に限る）及び5の変更又は更正に係る登録は、当該登録をしない限り、当該登録に係る部分の優先順位を後順位担保権者その他の第三者に主張できないものとすべきである。
- 7 上記1、2、4（ただし、特定承継に係る変更に限る）及び5の変更又は更正に係る登録は、利害関係人の承諾があるとき又は利害関係人がいないときに限り、【元の登録に付記】することができるものとすべきである。

＜意見の趣旨＞1及び同2につき、担保ファイリング制度は、対抗要件が具備されることを前提とした制度であり、登録事項とそれに対応する対抗要件上の事項との不一致は、

避けるべきである。特に、登録事項における担保の目的物が、実際に具備した対抗要件におけるそれに比して過度に広汎となる形で不一致になっているときには、動産を所有する設定者の利益を害することにつながりかねない。なお、追加・修正の具体的方法としては、対抗要件が動産譲渡登記によるときはその情報の援用により、動産譲渡登記以外の方法によるときであっても、対抗要件具備に係る物件目録の PDF 添付によるものとする等、なるべく申請人に負担がない方法とすべきである。

＜意見の趣旨＞ 3につき、いわゆる名変登記漏れによる所有者不明土地発生予防の観点から、不動産登記については職権による名変登記を可能とする改正がされており（改正不動産登記法（令和3年4月28日法律第24号）第76条の6）、担保ファイリング制度に基づく登録の名変登記を放置すれば、不動産登記における休眠担保と同様の問題が生じかねないことから、制度として同様のものを整備すべきである。

＜意見の趣旨＞ 4につき、現状、動産譲渡登記のうち、商業・法人登記のシステムと連携がされている合併以外のM&Aについては、旧名義の登記の抹消と新名義の再度の登記を行っているが、このような取扱いを担保ファイリング制度に導入した場合、証明書等を取得してもM&Aの結果のトレースができず、取引に支障が生じる。

＜意見の趣旨＞ 5につき、担保ファイリング制度に基づき保全された順位を関係当事者間で変更することは、理論的には不可能ではないと考えられる一方、そのような変更の需要の有無や申請の在り方等については、十分な検討がされているとはいえない。

＜意見の趣旨＞ 6につき、担保ファイリング制度は、その登録をしなければ自らの担保権の優先順位を主張できないものとする以上、その変更等の局面においても、その趣旨を徹底すべきである。

＜意見の趣旨＞ 7につき、変更等の対象となるものは、主に動産の所在その他の特定事項であると予想されるところ、例えば、動産の特定範囲が拡大した場合における当該拡大した特定範囲に属する他の担保権者等、その変更等によって利害関係人が発生することがありうる。このような利害関係人の存在が登録上明らかであるときは、当該変更等の登録において、利害関係人の承諾を得ることを旨とすべきである。

（7）登録の抹消

＜意見の趣旨＞

- 1 譲渡担保契約の合意解除や被担保債権の弁済等、担保に係る契約の効力が失われた場合における登録の抹消の申請の仕組みを整備すべきである。
- 2 1の申請の在り方は、設定者が単独で申請することができるが、担保権者の承諾情報を提供することを要件とする等、登録の申請とは逆の申請構造とすべきである。
- 3 2とは別に、存続期間を経過した登録の職権抹消や、改正不動産登記法第70条各項と同趣旨の設定者による簡易な登録の抹消の仕組みも併せて整備すべきである。

＜意見の趣旨＞ 1及び同2につき、動産譲渡登記の抹消と同様に、担保契約終了時にお

ける登録の抹消の申請をすることができるようにすべきである。なお、この場合の申請の在り方は、登録の抹消の申請担保の観点から、登録の申請と逆の申請構造をもってすれば足りると考えられる。

＜意見の趣旨＞ 3につき、商業登記や不動産登記においては、休眠法人や休眠担保権が登記のシステムに残り続けることによるシステム処理の困難や所有者不明土地問題といった取引上の問題が既に生じており、同様の問題は、担保ファイリング制度においても起こりうる。したがって、存続期間を経過した登録の職権抹消や、改正不動産登記法第70条各項と同趣旨の設定者による簡易な登録の抹消の仕組みも併せて整備し、同様の問題の発生を未然に防ぐべきである。

（８）証明書の発行等

＜意見の趣旨＞

- 1 (1) 登録事項に係る証明書の交付の請求は、誰でも請求できることとしつつも、会社法人等番号や利用登録に係る事項等による設定者の特定を、請求の要件とすべきである。
- (2) 1 (1)の証明書の交付によって提供される情報は、第1の3(4)＜意見の趣旨＞1の事項（ただし、第1の3(4)＜意見の趣旨＞1③及び⑨の事項は、1(1)の交付の請求時にそれらにつき利害関係があることを証する情報を提供したときに限る。）に係る情報とすべきである。
- 2 1(1)の交付の請求は、オンライン申請を原則とすべきである。
- 3 1(1)の交付の請求は、動産の所在や担保権者の氏名又は名称等、登録事項を検索キーとした請求範囲の絞り込みをできる限り可能となるようにすべきである。
- 4 1(1)の交付の請求のほか、登録事項については、1から3と同一の要件で登記情報提供サービスによる情報提供（ネット閲覧）の対象とすべきである。

＜意見の趣旨＞ 1につき、担保ファイリングの制度に基づき登録される事項は、設定者の商号の登記に係る事項又は利用登録に係る事項（第1の3(4)＜意見の趣旨＞1③）及び譲渡に係る動産を特定するために必要な事項（同⑨）といった部分を除けば、動産譲渡登記の概要事項証明書に記載される事項と、ほぼ同様である。したがって、その登録事項の請求権者や提供される登録事項も、当該部分を除けば、概要事項証明書のそれと同様のものとすれば足りる。

もともと、担保ファイリングの制度に基づき登録される動産等の情報は、膨大多岐にわたるものと予想され、証明書の交付請求をあまり広汎に許容してしまうと、例えば、設定者が個人である場合におけるプライバシーの侵害等、別途の問題を生じさせる可能性がある。従って、交付の請求にあたっては、設定者の会社法人等番号や利用登録に係る事項等による設定者の特定を、請求の要件とすべきである。

＜意見の趣旨＞ 2につき、登録がオンライン申請である以上、その証明書の発行等もオ

オンライン申請を原則とした方が、事務処理が円滑となり、かつ、当事者の利便にも資する。

＜意見の趣旨＞ 3につき、証明書発行等の局面で設定者のみを検索キーとするだけでは、膨大な数の担保目的動産がヒットする可能性があり、証明書発行等の事務処理が煩瑣になるばかりでなく、証明書等の内容が膨大になりすぎ、当事者の利便を害しかねない。そこで、動産の所在や担保権者といった登録事項を検索キーとした証明書発行等をできる限り可能とし、これらの弊害を防止すべきである。

＜意見の趣旨＞ 4につき、当事者の利便性向上の確保の点から、登録事項については、証明書発行と同一の要件で、登記情報提供サービスによる情報提供（ネット閲覧）の対象とすべきである。

第2 動産・債権譲渡登記のあり方について

以下、既存の動産・債権譲渡登記に関する意見を、部会資料5・第4「動産・債権譲渡登記の在り方」の（説明）（以下、「説明」という。）の項目ごとに列挙する。

なお、本章において列挙している事項は、第1の担保ファイリング制度を導入するか否かと直接関係するものではない。

1 （説明）1（動産・債権譲渡登記制度の見直しの要否）について

- ① 登記に民法第178条の引渡しや民法第467条の確定日付のある証書による通知等と同様の法律効果を与えるものとされている現行の動産・債権譲渡登記制度を改めるべきという点につき、賛成する。
- ② もっとも、登記優先ルールを採用する場合、動産・債権譲渡登記特例法では、動産・債権譲渡登記を、民法上の引渡しあるいは債権譲渡通知と「みなす」と定めているところ、登記優先ルールのもとでは、担保目的での移転については、「みなす」ではなく、登記優先ルールの方向性での規律を、別途、置かなければならないものと考えられる。

2 （説明）2（自然人がする動産又は債権の譲渡）について

- ① 自然人が動産・債権の譲渡人である場合でも、利用を希望する者については一定の範囲で、利用の対象とすべきである。登記優先ルールを採用する場合や登記と担保ファイリングを連動させることを検討するのであれば、法人と個人とで選択しうる手続きが異なることは好ましくないためである。
- ② 自然人が動産・債権の譲渡人となる場合において、商号の登記を活用する点に賛成する。自然人が外国人であるときでも、商号の登記を行えば、動産・債権譲渡登記が利用可能となることは利点が多い。
- ③ 自然人が動産・債権の譲渡人となる場合の中には、自由業を営む自然人等、当該自然人が商人ではないときもある。このときには、商号登記とは別の前提登記

をも検討する必要がある。

- ④ 自然人の利用を無条件に広げると、消費者金融業者等が個人の家財を過剰に担保に取る等の消費者被害が発生しかねないので、何らかの規制が必要である。

3 (説明) 3 (動産譲渡登記の記載内容の柔軟化) について

- ① 「在庫一切」という概括的な特定方法を実体法上認めるということであれば、登記事項としても、これを許容すべきである。
- ② 動産の所在場所につき、必ずしも実体法上これを必須としないということであれば、登記事項としても柔軟な取扱いを認めるべきである。
- ③ 根担保権を導入するときは、その登記を許容すると共に、その登記事項としては、極度額を必要的登記事項とする等、取引の円滑化や債務者保護に資する方向で検討すべきである。

4 (説明) 4 (登記事項に係る変更又は更正登記) について

- ① 登記事項に係る変更又は更正のうち、目的物や目的権利自体の変更、目的物や目的権利の特定に係る所在場所の変更等は、実質として再設定に等しいものもあり、そうしたものの変更・更正登記は、無条件に認めるべきではない。そもそも、所在場所の変更が予定される場合は、はじめから所在場所以外の方法で目的物や目的権利の特定を行えば、実体上も足りるはずである。
- ② 他方、譲渡人の氏名若しくは名称又は本店といった表示に係る情報の変更は、住民基本台帳や商業・法人登記のシステムと連携して、職権で変更登記がされるようにすべきである。この点、概要記録事項証明書は、既に商業・法人登記のシステムと連携がとられているので、連携の範囲を拡張すれば足りると考えられる。
他方、仮に自然人の氏名・住所等が変更登記の対象となるときは、当該自然人のプライバシーの保護にも配慮すべきである。
- ③ 譲渡人又は譲受人につき、会社分割や組織変更等、合併以外のM&Aがされたときは、一定の要件のもとで当該譲渡人又は譲受人の変更又は更正の登記を認めるべきである。現状、商業・法人登記のシステムと連携がされている合併以外のM&Aについては、旧名義の登記の抹消と新名義の再度の登記申請を行うことになるが、このような取扱いは、登記経済として疑問が残る上、登記事項証明書等を取得してもM&Aの結果のトレースができず、取引に支障が生じている。
- ④ いわゆる転担保の登記の可能性、既に登記された同一動産を目的とする担保権間の順位譲渡や順位変更の登記等、上記以外の変更等の登記の可能性についても、なお検討すべきである。

5 (説明) 5 (登記の先後関係の確認(当日の登記事項証明書等の発行の可否)) につ

いて

- ① 登記事項証明書等の請求時点における情報をタイムリーに確認できるようにする点に関しては、積極的に検討すべきである。そもそも、与信決済に基づき動産・債権譲渡の登記が予定どおりの優先順位でされるか否かは、同じ時期に先行する登記の有無によって左右され、不確定とならざるを得ない部分がある。そのため、与信に基づく登記の申請の前に、先行する登記の有無をなるべくタイムリーに確認することで、当該不確定となる要素をなるべく減らし、与信取引の安全を確保したいというニーズが、現行制度の下でも存在する。
- ② (説明) 5の対象となる登記事項証明書等については、登記事項証明書、登記事項概要証明書に限らず、概要記録事項ファイルについても、同様の取扱いとすべきである。

6 (説明) 6 (オンライン申請の利便性向上) について

- ① 不動産登記においてはオンライン申請が本則となっているが、添付情報につきオンライン申請になじむものが少なく、個人の公的個人認証の普及の程度が芳しくないといった制約から、現状は、申請情報のみをオンラインで提出した後、添付情報については別途、法務局へ持参又は郵送という、いわゆる特例方式で登記を申請しているものが多い。
他方、動産・債権譲渡登記については、不動産登記と比べて必要となる添付情報が少なく、現行法のもとでは譲渡人が法人である場合に利用が限られていることから、不動産登記以上に、オンライン申請になじみやすいと考えられる。
- ② 動産・債権譲渡登記のオンライン申請については、添付書類の PDF 提供を認めること等によって、完全オンライン申請になるべく近づける形での運用を目指すべきである。少なくとも、紙ベース前提で議論を進めることは、現在の IT 推進の政策方針と逆行しかねない。
- ③ 仮に、完全オンラインに至る過渡的な方法を導入するとしても、例えば、不動産登記の特例方式ではなく、司法書士等の資格者代理人等が申請する場合において、紙で作成された委任状等の添付情報を PDF 化したものに資格者代理人が電子署名をしたものを添付情報として提出することとし、この場合には、紙で作成された当該情報の原本の提出を不要とする等、近時の取引現場における DX・IT 化の進展状況をふまえ、より、DX・IT 化になじむアプローチを、検討するべきである。

7 (説明) 7 (その他の検討事項) について

(1) システム上の制約について

- ① 単なるシステム負荷軽減のために登記の存続期間等に制限を設ける現行制度は、今の IT 技術の発展を鑑みるに、立法事実として失われているに近い。

- ② 動産譲渡登記において所在場所をもって特定を行う場合、文字数の制限が厳しいため、当該制限をオーバーして特定が不十分になることがある。このような制限は、不合理と言わざるを得ず、可能な限り緩和すべきである。
- ③ 登記の存続期間が10年を超える場合、現状、被担保債権の最終返済期日まで存続期間の延長の登記ができる取扱いとなっているが、当該取扱いのもとでも、リスケジュール・支払繰り延べの実施が行われ、延長された存続期間を超えて被担保債権が存続することがある。担保保全の観点から、少なくとも、当該最終返済期日からさらに一定期間を加算した期間まで、延長の登記が認められるべきである。
- ④ 動産・債権譲渡の登記は、不動産登記等に比べて、当事者間に登記の抹消をするインセンティブがわきにくく、登記が普及した場合、休眠担保のような問題が生じかねない。登記の存続期間を原則10年とするのは、硬直的かつ短期に過ぎるにしても、当事者が登記時に定めた存続期間の満了時における自動抹消の制度自体は、これまでどおり存続させるべきである。

(2) 登記事項に係る証明について

- ① 管轄登記所は指定法務局一局としても、登記事項証明書の交付は、どの法務局においても取得できるようにすべきである。
- ② 登記事項証明書の電磁的記録の提供を求めるオンライン申請についても、紙で作成された委任状をPDF化して司法書士等の資格者代理人が電子署名したものを提供する方法を許容すべきである。
- ③ 現状では、譲渡登記所の譲渡登記ファイルのほかに、譲渡人の本店所在地の管轄登記所に概要記録ファイルがあるが、これを一元化あるいは即時連携可能な状態にして、同一譲渡人の複数目的物・複数権利の概要事項を一覧表示した登記事項概要証明書の交付ができるようにすべきである。
- ④ 登記事項概要証明書の情報については、登記情報提供サービスによる情報提供（ネット閲覧）の対象とすべきである。

(3) 登記事項証明書等の検索条件について

- ① 取引円滑化の観点から、所在場所等、当事者以外の情報による登記の検索が可能となるようにシステムを見直すべきである。

以上